

吸収合併に関する事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2023 年 2 月 22 日
東京都新宿区神楽坂一丁目 1 番地
株式会社エフ・コード
代表取締役 工藤 勉

株式会社エフ・コード(以下「当社」といいます。)は、株式会社 KaiU (以下「KaiU」といいます。)との間で、2023 年 3 月 30 日を効力発生日、当社を吸収合併存続会社、KaiU を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る吸収合併契約を締結することを決定いたしました。

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法施行規則第 191 条各号に定める事項の内容の概要

(1) 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 191 条第 1 号)

KaiU が当社の完全子会社であるため、本合併に際し、金銭等の交付はありません。

(2) 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 191 条第 2 号)

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項(会社法施行規則第 191 条第 3 号)

① 最終事業年度に係る計算書類の内容

KaiU の確定した最終事業年度はありません。KaiU のその成立の日における貸借対照表の内容は、別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 191 条第 5 号)

該当事項はありません。

(5) 吸収合併の効力が生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 191 条第 6 号)

本合併の効力発生日以後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

(別紙) 吸収合併契約書

吸収合併契約書

株式会社エフ・コード（以下「甲」という。）と株式会社KaiU（以下「乙」という。）とは、両会社の合併に関して、次のとおり契約する。

（存続会社と解散会社）

第1条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする。

（当事者の商号及び住所）

第2条 本合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）：株式会社エフ・コード
東京都新宿区神楽坂一丁目1番地
乙（消滅会社）：株式会社KaiU
東京都新宿区神楽坂一丁目1番地

（合併の対価）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、乙の株主に対して、本合併に関して何らの対価を交付しないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併が効力を発生する日は2023年3月30日とする。ただし、2023年3月30日までに本合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（善管注意義務）

第5条 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

（株主総会の承認）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、乙は、会社法第784条第1項の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ずに本合併を行うものとする。

（解散費用）

第7条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（合併条件の変更等）

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産又は経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（準拠法及び管轄裁判所）

第9条 本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第10条 本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有するものとする。

2023年2月15日

(甲) 東京都新宿区神楽坂一丁目1番地
株式会社エフ・コード
代表取締役 工藤 勉



(乙) 東京都新宿区神楽坂一丁目1番地
株式会社KaiU
代表取締役 工藤 勉



(別紙 2) 成立の日における貸借対照表

貸借対照表

2023年1月4日現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,000,000		0
現金及び預金	1,000,000		
		負債合計	0
		(純資産の部)	
		株主資本	1,000,000
		資本金	1,000,000
		純資産合計	1,000,000
資産合計	1,000,000	負債・純資産合計	1,000,000